2018 年 5 月 14 日 日本共産党岩手県議団 斉藤 信 高田 一郎 千田美津子

仮設施設退去期限を見直し営業継続への支援の強化を求める申し入れ

中小機構による仮設店舗の解体費助成期限が 2019 年 3 月末となってることから、被災市町村では期限を切って事業者に対して退去を求める状況が起こっています。しかし、仮設施設で営業している事業者は昨年 12 月末段階でも 344 事業者に及び、その多くが本設移行や営業継続を希望しています。

日本共産党県議団は、5月9日、東日本大震災津波救援・復興岩手県民会議と全国災対連の政府交渉に参加し、岩手独自に中小企業庁への要請を行ってきました。「仮設施設有効活用等助成事業の助成期間の再延長について」の要請について、中小企業庁の回答は、「仮設施設の解体費用の助成事業については、来年度予算に盛り込むつもりでいる。中小機構の中期目標にも書き込むつもりだ」「営業継続、本設移行をめざす事業者に対し、無理やり退去させないように、関係者に話している」というものでした。

今回の中小企業庁の回答を踏まえて、仮設施設の退去期限の見直しと、事業継続と本設移 行に対する事業者に対し、寄り添った丁寧な対応を一層強化するよう以下の通り申し入れ ます。

記

- 1、仮設施設の退去期限を見直し、事業継続、本設移行をめざす事業者に、仮設施設からの 退去を迫ることがないよう県として関係自治体に指導・助言を行うこと。
- 2、営業継続と本設移行をめざす仮設施設で営業している事業者に対して、関係市町村とと もに、被災事業者に寄り添って、きめ細かい、具体的な支援と援助を強化すること。

以上